



Tax Alert

インドネシア

税理士法人トーマツ

2015年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

事前価格確認制度(APA)に関する新規定

2015年1月12日付で事前価格確認制度(Advance Pricing Agreements: 以下「APA」)に関するインドネシア財務省令7号(07/PMK.03/2015: 以下「PMK7」)が発行された。

この規定は発効日から90日後の2015年4月11日から有効とされる。PMK7の発行以前に申請され、APAの草案がまだ国税総局(DGT)により発行されていない場合には、自動的にPMK7によって手続が行われることとなる。PMK7の主な特徴は次のとおりである。

項目	内容
APAの申請要件	<ul style="list-style-type: none">インドネシアに居住する納税者またはインドネシアにて恒久的施設(Permanent Establishment)を保有する外国納税者であり、3年以上操業している場合にはAPAの申請資格があるAPAはインドネシアに居住する納税者の取引相手方である外国に居住する納税者からも申請が行える
有効期間	<ul style="list-style-type: none">ユニラテラル: 3年バイラテラル: 4年
ロールバック期間	<ul style="list-style-type: none">ロールバックは認められていない
申請期限	<ul style="list-style-type: none">事前相談の申請期限: APAの対象とする課税年度開始の6カ月前まで。外国に居住する納税者からの申請の場合も同様である。DGTは事前相談の段階で事業所の訪問を行う場合があるAPAの正式な申請期限: APAの対象とする課税年度開始の1カ月前までにDGTから納税者に事前相談の回答(invitation letter)を発行しなければならない。納税者はインドネシア語でDirector of Tax Regulations IIに正式な申請書およびその補足資料をAPAの対象期間の前年度末までに提出しなければ

	<p>ばならない。もし期限に間に合わない場合(1年を超えない範囲)、APAで対象とされる期間は1年減らされる</p> <p>APAの正式な申請書およびその補足資料の提出が1年超遅れた場合には、手続を進めることはできない</p> <ul style="list-style-type: none"> ● APAの協議期間: ユニラテラルAPAには正式な申請書を提出してから1年以内という協議期間がある。状況に応じてDGTは追加の1年間の延長を認めることができる <p>バイラテラルのAPAの場合には、協議期間は相互協議(Mutual Agreement Procedure)に規定されているとおりである(3年内)</p>
APAの有効日	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニラテラルAPAはAPAの草案が合意された年度より有効である ● バイラテラルAPAは両国の協議の結果による
遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象期間中は年次のコンプライアンスレポートを課税年度終了後4カ月以内に提出しなければならない ● レポート提出違反の場合にはAPAの再レビューまたは取消しとなる
情報の秘匿性	<ul style="list-style-type: none"> ● APA締結のため中に納税者がDGTに提出した各種書類・データ等は機密資料として扱われ、DGTが他の担当部門に開示されることは禁止される。もしAPAの申請がDGTと納税者との間で合意に至らなかった場合には、提出書類は納税者に返却される。さらに、DGTは提出書類を税務調査や初期調査、税務違反の調査に使うことはできない
対象期間中の対象取引の税務調査	<ul style="list-style-type: none"> ● APAの合意がある、あるいはAPAの申請を行っていても税務調査は免除されない ● バイラテラルAPAでは、所定の手続に従ってDGTは対象期間の税務更正通知や決定を修正しなければならない
APAの更新	<ul style="list-style-type: none"> ● APAの更新は対象期間の最終年度に申請することができる。更新の申請は、新規申請と同様に扱われる
雑則	<ul style="list-style-type: none"> ● PMK7はAPAを確固な手続としたものである: APAの協議チームの組成、APAの協議チームの推奨事項の品質管理レビュー ● APAの協議チームはDGTおよび/またはDGTに任命された専門家の双方で構成することができる ● 当該規定では申請費用について定められていない ● PMK7ではDGTが協議チームや品質管理チームの組成、APAの合意、実行、評価、更新の各段階に関する規定を発行することができる」とされている ● 関税や移転価格に関しては述べられていない

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関する問い合わせ

Deloitte Indonesia ジャカルタ事務所

ディレクター 杉本 浩二 kojisugimoto@deloitte.com

シニアマネージャー 村山 大二 damurayama@deloitte.com

シニアマネージャー 長谷川 孝明 thasegawa@deloitte.com

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。